

県南広域振興局長告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、真打堰土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年4月26日

県南広域振興局長 小 島 純

1 就任

(1) 理事

佐々木 久 吉	一関市	巖美町	字釜ノ沢	40番地
佐々木 一 雄	〃	〃	字上菅生沢	99番地
佐々木 研 市	〃	〃	字天王	146番地
佐 藤 春 男	〃	〃	字上谷地	270番地 3
柿 田 堅	〃	〃	字中道	204番地
佐 藤 三三夫	〃	〃	字上中井	30番地
箱 石 広 義	〃	〃	字大森	95番地 2

(2) 監事

宮 田 賢 一	一関市	巖美町	字宮田	37番地 6
佐々木 敏 明	〃	〃	字下菅生沢	3 番地
大 岡 忠 雄	〃	〃	字天王	36番地 3

2 退任

(1) 理事

佐々木 久 吉	一関市	巖美町	字釜ノ沢	40番地
佐々木 一 雄	〃	〃	字上菅生沢	99番地
佐 藤 貢 一	〃	〃	字天王	69番地
佐 藤 秀 悦	〃	〃	字上谷地	276番地 1
柿 田 堅	〃	〃	字中道	204番地
佐 藤 三三夫	〃	〃	字上中井	30番地
箱 石 広 義	〃	〃	字大森	95番地 2

(2) 監事

佐 藤 和 弘	一関市	巖美町	字下谷地	249番地
宮 田 賢 一	〃	〃	字宮田	37番地 6
大 岡 忠 雄	〃	〃	字天王	36番地 3